

公益社団法人和歌山県スポーツ協会 トップアスリート育成事業費
(スペシャルアスリートサポート事業) 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は公益社団法人和歌山県スポーツ協会(以下「本会」という。)が本会に加盟する団体(以下「団体」という。)の実施するトップアスリート育成事業(スペシャルアスリートサポート事業)に対して補助することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助対象事業)

第2条 補助の交付の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、団体が日本を代表する選手等を支援し、オリンピック・パラリンピック大会等の国際競技大会や国民スポーツ大会等の全国大会で優秀な成績を収めるために実施するトップアスリート育成事業(スペシャルアスリートサポート事業)とする。

(対象経費及び補助する金額)

第3条 補助の交付の対象経費は、別表のとおりとして、予算の範囲内で補助金を交付するものとする。

(候補者の推薦)

第4条 団体は、補助事業の対象とする候補者を推薦しようとするときは、次の書類を公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長(以下「会長」という。)に提出しなければならない。

(1) 国民スポーツ大会アスリート

推薦承認(第1号様式)

推薦書(第2号様式)

(2) オリンピック・パラリンピックアスリート

推薦承認(第1号様式)

推薦書(第2号様式)

前年度の強化に係る自己負担経費額調査

(スペシャルアスリートの決定)

第5条 会長は、前条の推薦を審査し、スペシャルアスリートを決定して、団体及びスペシャルアスリート対象選手(以下「対象選手」という。)に通知するものとする。

(事務手続きの委任)

第6条 対象選手は、委任状(第13号様式)により、補助事業に係る事務手続き(請求を除く)を団体へ委任するものとする。

(交付の申請)

第 7 条 団体は、前条の委任を受け、補助金の交付を申請するときは、次の書類を原則として事業を行う 3 週間前までに公益社団法人和歌山県スポーツ協会会長に提出しなければならない。

(1) 事業実施及び補助金交付申請 (第 3 号様式)

(2) 実施計画書 (第 4 号様式)

(3) 委任状 (第 1 3 号様式) の写し

(補助金の交付決定)

第 8 条 会長は、前条の申請書の提出があったときは、補助金の交付についてその適否を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付の決定を団体及び対象選手に通知するものとする。

(交付の条件)

第 9 条 前条の事業の承認に付する条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ会長の承認を受けること。

ア 補助事業の内容の変更 (軽微な変更を除く。) しようとする場合

イ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

ウ 補助事業に要する経費の配分を変更 (当該事業費の額の 3 0 パーセント以下の増減を除く。) しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は当該補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに会長に報告して、その指示を受けること。

(3) 補助金等の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金等の交付を受けた年度終了後 5 年間保存しなければならないこと。

(変更の承認)

第 10 条 前条第 1 号の規定による変更の承認を受けようとする場合には、補助金変更交付申請書 (第 5 号様式) に変更実施計画書 (第 6 号様式) を添えて会長に提出しなければならない。

(事業実績報告書)

第 11 条 団体は、事業完了後速やかに次の書類を会長に提出しなければならない。

(1) 補助金実績報告書 (第 7 号様式)

(2) 実績報告書 (第 8 号様式)

(3) 支出経費 (第 9 号様式)

(4) 経費の証拠書類 (第 1 0 号様式、第 1 0 号様式の 2)

(補助金の額の確定)

第12条 会長は、前条の報告を受けたときは、実績報告書等の審査を行い交付の決定の内容条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、団体及び対象選手に通知するものとする。

(補助金の交付)

第13条 前条に規定する通知を受けた対象選手は、補助金の交付を受けようとするとき対象選手は、請求書(第11号様式)を会長に提出しなければならない。

2 請求書の振込先は、対象選手本人または対象選手が認めた者とする。

3 会長は、特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払いすることができる。

(検査等)

第14条 会長は、補助金等に係る事業の適正を期するため必要があると認めるときは、現地調査書(第12号様式)により、役員または職員に当該事業の実施状況を検査させ、必要な書類、帳簿その他の資料の提出を求めることができる。

(補助金の返還)

第15条 会長は、団体又は対象選手が次号のいずれかに該当するときは、補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(1) 補助金交付の目的以外の用途に使用したとき。

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき。

(3) その他、この要綱に違反したとき。

(その他)

第16条 この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月2日から適用する。

この要綱は、平成26年4月1日から適用する。

この要綱は、平成28年4月1日から適用する。

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。

この要綱は、平成31年4月1日から適用する。

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

この要綱は、令和6年3月1日から適用する。

この要綱は、令和6年7月1日から適用する。

この要綱は、令和7年4月1日から適用する。

この要綱は、令和7年6月26日から適用する。